



提供年月日：令和7年(2025年)11月27日
 部局名：健康医療福祉部
 所属名：健康危機管理課
 係名：感染症係
 担当者名：鈴木、田中、田上
 連絡先(内線)：077-528-3632 (3632)

季節性インフルエンザの警報の発令について

感染症法に基づき実施している感染症発生動向調査において、2025年11月13日にインフルエンザの注意報をお知らせしたところです。

今回、2025年第47週（2025年11月17日～2025年11月23日分）のインフルエンザの1定点当たりの患者報告数（定点数：58 医療機関）が大きく増加し、警報の発令基準値を超えたので、感染症発生動向調査に基づく流行の警報および注意報システムによる情報提供要領に基づき、本日、県内全域にインフルエンザの警報を発令しますのでお知らせします。

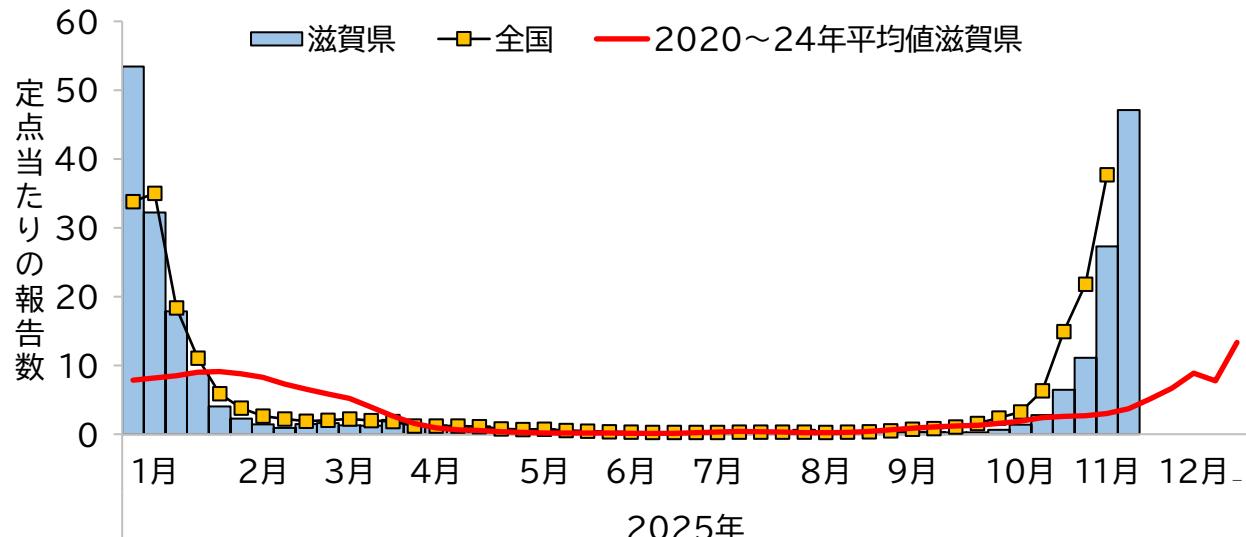
本発表は、場面に応じたマスク着用、手指消毒・手洗いおよび換気などの基本的な感染対策(Q10参照)を改めて徹底していただくことにより、感染拡大防止に努めていただくよう県民の皆様へ注意を呼びかけるものです。

1. 発令年月日および地域 令和7年11月27日（木） 県内全域
2. 発令基準 滋賀県の定点あたり報告数が30に達した場合
3. 解除基準 滋賀県の定点あたり報告数が10を下回った場合
4. 前回の発令 令和6年12月26日（第51週）
5. 県民の皆様へ
 - (1) 医療機関や高齢者施設を訪問するとき等、場面に応じてマスクを着用し、咳エチケットを守りましょう。
 - (2) 帰宅時や共用物を触った後は、手洗いをしましょう。
 - (3) 定期的に換気しましょう。特に、高齢者施設や障害者施設では、同一部屋に複数人が滞在するときは、換気により空気が滞留しないように工夫しましょう。
 - (4) 栄養と休養を十分にとりましょう。
 - (5) 発症・重症化を防ぐために、ワクチンの接種をご検討ください。
 - (6) 症状や重症化リスクに応じた医療機関の受診にご協力ください。また、受診の際は、事前に電話等で受診方法を確認してください。

インフルエンザの週別定点当たり患者数

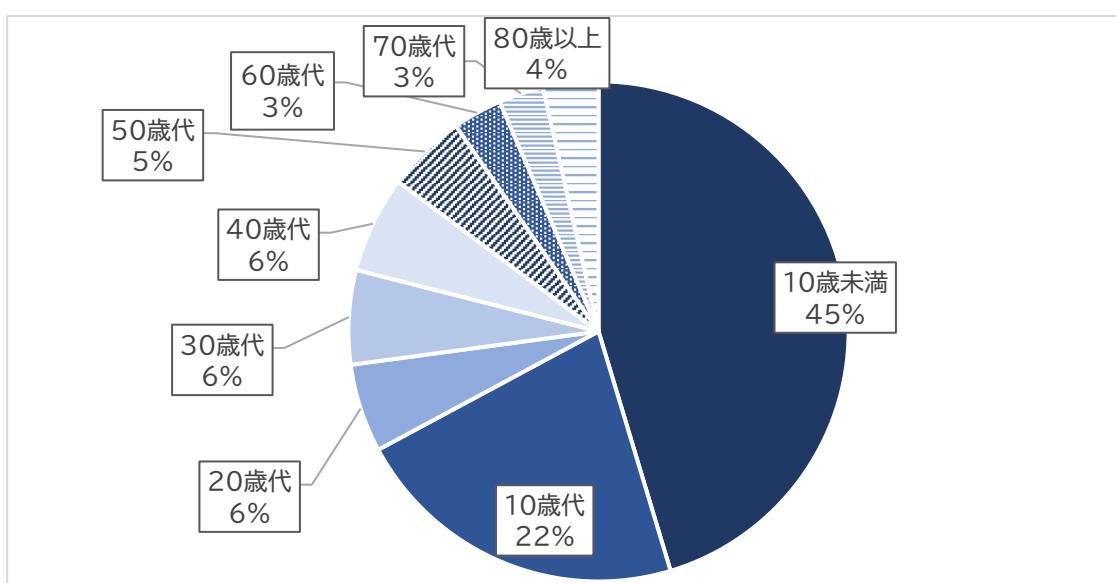
	第43週 10/20～10/26	第44週 10/27～11/2	第45週 11/3～11/9	第46週 11/10～11/16	第47週 11/17～11/23
全国	6.29	14.90	21.82	37.73	-
滋賀県	2.79	6.47	11.12	27.28	<u>47.12</u>
県内保健所	大津市	5.92	13.85	13.23	<u>31.38</u>
	草津	3.31	6.85	13.31	<u>30.62</u>
	甲賀	0.86	3.29	9.29	<u>44.86</u>
	東近江	3.13	3.63	18.00	<u>42.50</u>
	彦根	0.71	4.57	4.00	11.86
	長浜	0.86	1.00	3.86	22.71
	高島	0.00	5.00	12.00	<u>37.29</u>
					<u>51.33</u>

インフルエンザの発生動向（2025年および過去5年平均、滋賀県）

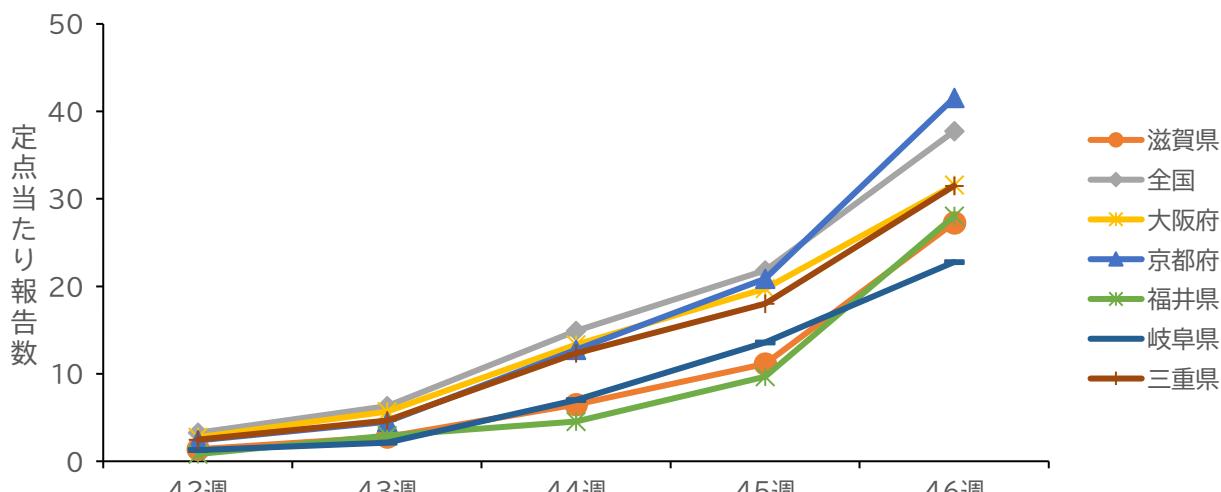


(出典：滋賀県感染症情報センター 感染症週報第47週)

インフルエンザ患者の年齢分布（2025年第1週～第47週、滋賀県、n=13,006人）



（参考）近隣府県別インフルエンザの発生動向（2025年第42週～2024年第46週）



(出典：滋賀県感染症情報センター 感染症週報第47週)

参考情報

Q1 インフルエンザとはどのような病気ですか？

インフルエンザウイルスに感染することによって起こる病気です。38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、全身倦怠感等の症状が比較的急速に現れるのが特徴です。併せて普通の風邪と同じように、のどの痛み、鼻汁、咳等の症状も見られます。お子様ではまれに急性脳症を、御高齢の方や免疫力の低下している方では二次性の肺炎を伴う等、重症になることがあります。

Q2 流行する時期は？

季節性インフルエンザは流行性があり、いったん流行が始まると、短期間に多くの人へ感染が拡がります。日本では、例年12月～3月が流行シーズンです。

一方、新型コロナウイルス感染症が2020年以降に世界的に流行してから、インフルエンザの発生動向や関連する指標の動向が例年と大きく変わりました。

Q3 どのようにして感染するのですか？

主な感染経路は、患者の咳やくしゃみに含まれるウイルスを他者が吸い込むことによって感染する「飛沫感染」です。また、手洗いが不十分な場合には、ウイルスが付着した手で口や鼻、目に触れることによる「接触感染」でも感染が起こります。

Q4 インフルエンザワクチンについて

発症をある程度抑える効果や、重症化を予防する効果があり、特に高齢者や基礎疾患のある方など、罹患すると重症化する可能性が高い方には効果が高いと考えられています。

詳細は下記の厚生労働省ホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou_kekkaku-kansenshou/yobou-sesshu/vaccine/influenza/index.html



Q5 治療方法は？

対症療法のほかに抗インフルエンザ薬が6種類あります。その効果はインフルエンザの症状が出始めてからの時間や病状により異なり、また、抗インフルエンザ薬の投与は全ての患者に対しては必須ではないため、使用する・しないは医師の慎重な判断に基づきます。

抗インフルエンザウイルス薬の服用を適切な時期（発症から48時間以内）に開始すると、発熱期間は通常1～2日間短縮され、鼻やのどからのウイルス排出量も減少します。なお、症状が出てから2日（48時間）以降に服用を開始した場合、十分な効果は期待できません。使用する際には用法、用量、期間（服用する日数）を守ることが重要です。

Q6 インフルエンザにかかったら、どのくらいの期間外出を控えればよいのか？

一般的に、インフルエンザ発症前日から発症後3～7日間は鼻やのどからウイルスを排出するといわれています。そのためにウイルスを排出している間は、外出を控える必要があります。排出されるウイルス量は解熱とともに減少しますが、解熱後もウイルスを排出するといわれています。排出期間の長さには個人差がありますが、咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、不織布マスクを着用する等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。

現在、学校保健安全法では「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで」をインフルエンザによる出席停止期間としています（ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません）。

Q7 これまでの警報の発令は？

前回は令和6年(2024年)12月26日（第51週）に発令しています。

2009年パンデミックインフルエンザ(H1N1)の発生以降の警報発令(平成22年以降)において最も早い発令となります。

令和元年から令和4年において警報発令はありませんでした。

Q8 定点あたり報告数とは？

人口および医療機関の分布等を勘案して滋賀県が定めた患者定点（医療機関）で患者を診断した場合に、週単位で保健所へ報告される感染症を定点把握疾患と言い、報告された患者数を患者定点の数で除した値を「定点当たり報告数」と言います。

Q9 ウィルス検出情報について

五類定点把握対象感染症の病原体情報収集のため、感染症発生動向調査における病原体定点医療機関（14医療機関）より検体を回収し、滋賀県衛生科学センターにおいて病原体の分離や遺伝子検査を実施しています。滋賀県内において、10月および11月に採取された検体からインフルエンザウイルスAH3亜型が検出されています（感染症週報第46週）。

Q10 感染対策について

場面に応じたマスク着用、手指消毒・手洗いおよび換気などの基本的な感染対策のほか冬の感染対策について滋賀県ホームページにて記載していますので、ご参考ください。

滋賀県ホームページ：

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/yakuzi/340604.html>

